

Title	国際的な反競争行為に対する救済訴訟の国際裁判管轄
Author(s)	金, 美善
Citation	大阪大学, 2013, 博士論文
Version Type	
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/60063">https://hdl.handle.net/11094/60063</a>
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 <a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉</a> 大阪大学の博士論文について <a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">〈/a〉</a> をご参照ください。

***Osaka University Knowledge Archive : OUKA***

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

氏名	金 美 善
博士の専攻分野の名称	博 士 (法学)
学位記番号	第 25800 号
学位授与年月日	平成25年3月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 法学研究科法学・政治学専攻
学位論文名	国際的な反競争行為に対する救済訴訟の国際裁判管轄
論文審査委員	(主査) 准教授 長田 真里 (副査) 教授 野村 美明 教授 茶園 成樹 准教授 武田 邦宣

### 論文内容の要旨

本論文は、クロスボーダー取引の日常化及び世界市場をターゲットとする企業の登場により、複数国に影響が及ぶような大規模な国際カルテルもしばしば行われるようになってきた状況の中で、反競争行為に対する救済訴訟が渉外的な要素を持つ場合に、どのような問題が生じ、またその問題をどのように解決すべきかについて特に国際裁判管轄の側面に焦点を絞り、検討を行ったものである。

第一章では、研究の背景、目的と意義、研究対象など、論文の前提となる事項が説明されている。そこでは、とりわけ国際的な反競争行為に対する救済訴訟の国際裁判管轄決定の重要性について示される。

第二章では、アメリカにおける救済訴訟の国際裁判管轄について検討を行っている。アメリカの場合、反トラスト法の適用範囲の領域的制限が裁判所の管轄を決定することになり、結果的に規律管轄と裁判管轄が一致する。すなわち、域外適用の問題として考えることになる。しかし、アメリカにおける過度な域外適用に対する外国からの批判と自国会社の保護のため、明確な域外適用の判断基準が必要となり、議会は、1982年外国貿易反トラスト法（以下FTAIAとする）を制定した。FTAIAの制定により、域外適用の基準がある程度明確になったように思われていたが、条文が二重否定や三重否定及び例外の例外としての但し書き等、複雑な構成になっており、裁判所毎にその解釈が分かれ、新たな議論の契機となった。この章では、まず、FTAIAについて紹介し、その条文解釈をめぐる判例上の議論を紹介する。その後、条文解釈に関する学説上の議論を検討した後、私見を述べ、解釈のための理論を提案する。

第三章では、EUにおける議論の状況について紹介し、国際裁判管轄の決定について検討する。EUの場合、EU競争法違反に基づいた訴えを審理する権限は欧州司法裁判所に集中していたため、アメリカに比べて救済訴訟が活発ではなかったが、契約当事者によるEU競争法違反に基づいた損害賠償請求が初めて認められた上に、法律が改正され、救済訴訟に対する期待が高まってきている。アメリカと違って、EUの場合、反競争法違反行為に対する救済訴訟は、一般民事訴訟と同様の取扱がされており、救済手段や損害賠償の範囲など具体的な救済内容については、構成国の国内実体法によって判断される。その結果、一般民事判決と同様、「民事及び商事判決における裁判管轄及び裁判の執行に関するEC規則」に基づいて国際裁判管轄を決定することになる。本論文では、とりわけ、EU競争法違反判決に最も関係すると思われる被告住所地管轄、義務履行地管轄、不法行為地管轄、支店・代理店所在地管轄、及び共同被告の住所地・所在地管轄について判例の議論を参考に検討を行っている。

第四章では、アメリカ、EUにおける議論を参考にしながら、日本における反競争行為に対する救済訴訟の国際裁判管轄の決定について論じる。日本においては、独占禁止法第25条、及び民法第709条に基づいて救済訴訟を提起できるが、その訴えに関する国際裁判管轄の決定は、平成23年に改正された民事訴訟法第3条の2から第3条の10、及び第146条3項による。この章では、反競争行為に対する救済訴訟の典型とも言える契約上の義務履行地管轄と不法行為管轄について検討し、グローバルに活動している複数の企業が被告になることが多い現状を考慮し営業所等所在地管轄、事業活動地管轄、併合請求管轄についても検討を行い、私見を述べる。

最後に今後の課題として、反競争行為に対する救済訴訟における準拠法決定に関する議論と日本の独占禁止法第25条と民法第709条の関係に関する研究が必要であることを指摘している。

### 論文審査の結果の要旨

本論文は、反競争行為に対する救済訴訟が渉外的な要素を持つ場合に、どのような問題が生じ、またその問題をどのように解決すべきかについて特に国際裁判管轄の側面に焦点を絞り、検討するものである。

アメリカの場合、三倍賠償などを認めている反トラスト法は、アメリカの裁判所において属地的に適用されると考えられてきたため、反トラスト法が適用されると判断される事例に対しては、アメリカ裁判所が管轄を持つことになる。この域外適用の問題については、既に多くの判例が存在しているが、外国政府と国内企業による様々な批判を受け、より明確な基準として、1982年外国貿易反トラスト法（FTAIAとする）を制定した。しかし、条文が二重否定や三重否定及び例外の例外としての但し書き等、複雑な構成になっており、裁判所毎にその解釈が分かれ、新たな議論の契機となった。判例においては、「当該行為」、「直接的、実質的、かつ合理的に予測可能な効果」、「請求権を発生させる」というFTAIAの条文の文言解釈について、それぞれ争点が存在している。本論文はそれぞれについて裁判所の判例及び学説の検討を行い、一定の解釈の指針を示している。しかし、本論文は、このようにFTAIAの解釈においても明確な結果を導くことができないような状況の中で、FTAIAの要件さえ満たしていれば、アメリカ裁判所の管轄を認めるべきかについて疑問を呈する。この点について、反トラスト法の域外適用問題における外国主権を尊重するという国際礼譲としてフォーラムノンコンヴェニエンス法理を利用することの可能性について論ずる。

EUの場合、EU構成国の国内競争法違反に対する救済訴訟は、各国国内法に基づき認められていたが、EU競争法違反に基づいた救済訴訟の可能性が初めて認められたのが、ECJのCourage判決であった。この判決においてECJは、反競争行為によって損害を被った契約当事者の損害賠償請求権を初めて認めながら、構成国国内裁判所においてEU競争法違反を訴える被害者救済のための国内法システムの整備を促した。その後、EU競争法違反に基づいた救済訴訟に対する期待が高まってきたが、同時に、どの国の裁判所が管轄権を持つべきかとの問題が明らかとなってきた。EUにおける国際裁判管轄規則としては、ブリュッセルI規則が存在しており、本論文はこの問題にもブリュッセルI規則が適用されるとの前提に立ち、それぞれの管轄原因（特に義務履行地管轄、不法行為地管轄、支店・代理店所在地管轄、請求併合管轄）につき、欧州司法裁判所の判例および学説を丁寧に紹介し論じている。

最後に、本論文は日本における検討の方向を探っている。まず、日本の場合、EUに比べると同様の処理が可能であるとして、国際裁判管轄の問題としてそれぞれの管轄原因について議論を展開している。特に取り上げられている管轄原因は、義務履行地管轄、営業所等所在地管轄、事業活動地管轄、不法行為地管轄、併合管轄である。

最後に、本論文は、それぞれの法域について、更なる検討が必要な点を挙げる。アメリカの場合、既に多くの判例が存在しているが、未だ一貫した解釈が行われておらず、今後の判例の流れに注目する必要があるとする。また、EUにおいては、現在この点に関する立法作業が進められつつあるとのことであり、新しく整備された制度のもとで、今後どのような解決が行われるかが問題になると指摘する。さらに、日本においては、反競争行為に対する救済訴訟が活発に行われて

いない現状を今後どのように解決していくのか、及び国際的な反競争行為に対する救済訴訟に関連する涉外問題について更なる検討が必要であるとする。

これに加えて、アメリカのように、反トラスト法の適用範囲の領域的制限によって管轄が決定される場合は、アメリカの裁判所が管轄を持つことが反トラスト法の適用を意味するため問題とならないが、EUや日本の場合、国際裁判管轄が決定された後に、当該事件に適用される準拠法の決定について検討する必要も指摘している。

以上のように、本論文は、これまで経済法と国際私法の狭間であまり検討されることの無かった競争法違反行為にかかる民事的救済の国際的な問題を、この点について判例や議論の積み重ねのある、アメリカEUの状況を丹念に調べた上で論ずるものであり、極めて学術的価値の高いものと思われる。この点に鑑み、審査担当者全員一致で本論文が博士の学位にふさわしいものと判断した。